

毎週火、金曜日発行(但休日に当る時は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◆規則 鳥取県行幸啓奉迎本部設置規則

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

(行幸啓奉迎本部の設置)
第一条 天皇、皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、昭和四十年
第十六回国土緑化大会及び植樹行事を実施するに当たり、これに関する事務を円滑に処理するため、鳥取県
行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)
第三条の規定に基づき、臨時に鳥取県行幸啓奉迎本部
(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 本部は、国土緑化大会及び植樹行事(以下「大
会」という。)、御播種行事並びに県内御視察につい
ての企画、立案及び実施に関する事務を処理する。

(組織)

第三条 本部に、次の各号に掲げる部を置き、それぞれ
当該各号に定める事務を分掌させる。

一 総務部

イ 行幸啓事務の総括に関する事項

ロ 各部間の連絡調整に関する事項

ハ 宮内庁その他行幸啓関係機関との連絡に関する事項

規 则

鳥取県行幸啓奉迎本部設置規則をここに公布する。

昭和三十九年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四十九号
鳥取県行幸啓奉迎本部設置規則

事項

二 御日程の作成及び御視察箇所の選定に関する事項

御泊所及び御昼食所の設備に関する事項

御宿泊及び御昼食に関する事項

奏上文に関する事項

チ 献上品に関する事項

リ 記帳及び拝謁に関する事項

ト 御列車及び列外車の編成に関する事項

ル 行幸啓関係者(供奉員、隨從員)に関する事項

ヲ 行幸啓関係文書の保存に関する事項

ワ 報道活動の総合企画及び調整に関する事項

カ 報道関係者に対する配車、宿舎、昼食等の便宜

供与に関する事項

ヨ 行幸啓の記録編集その他広報に関する事項

タ 物品の調達に関する事項

レ 車両の調達及び配車に関する事項

ソ 電話の架設に関する事項

ツ その他他部の所管に属しない事項

二 大会部

イ 大会及び御播種行事の総合企画に関する事項

ロ 林野庁及び国土緑化推進委員会との連絡に関する事項

ハ 大会の式次第に関する事項

ト 大会会場の整備に関する事項

チ 大会招待者に関する事項

ホ 大会の進行に関する事項

ル 大会奉仕者に関する事項

ヲ 大会記念行事に関する事項

ワ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

チ 大会記念行事に関する事項

ト 大会参加者の応接その他大会会場の整理に関する事項

ル 大会記念行事に関する事項

ハ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

チ 大会記念行事に関する事項

ト 大会参加者の応接その他大会会場の整理に関する事項

ル 大会記念行事に関する事項

ハ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

チ 大会記念行事に関する事項

ト 大会参加者の応接その他大会会場の整理に関する事項

ル 大会記念行事に関する事項

ハ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

チ 大会記念行事に関する事項

ト 大会参加者の応接その他大会会場の整理に関する事項

ル 大会記念行事に関する事項

ハ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

チ 大会記念行事に関する事項

ト 大会参加者の応接その他大会会場の整理に関する事項

ル 大会記念行事に関する事項

ハ 大会参加者の輸送及び車両の整理に関する事項

カ 御播種に関する事項

五 衛生部

5 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

工 営 部	施道 路務	班 班 班	企画係 施設係	庶務係
2 班及び係の分掌事務は、知事が別に定める。 (職制)				
第五条 本部に、本部長及び副本部長を置き、それぞれ 知事及び出納長をもつて充てる。				
2 本部長を補佐するため、本部付を置く。				
3 部に部長を、班に班長を、及び係に係長を置く。た だし、必要がある場合は、部に副部長若しくは部付を、 (雑則)				
3 部に副班長を、又は係に主任を置くことができる。				
第六条 この規則に定めるものほか、本部の運営に関 し必要な事項は、知事が別に定める。				
附 則				
この規則は、公布の日から施行する。				
3 職員のうち運転手、守衛、交換手、印刷技手、技 工、業手、道路手、ボイラ技士、調理士又は昇降機手 の職にある者が別表第一の三等級二十五号給以上の号 給を受けるに至つた場合においては、二等級に昇格さ				
	鳥取県規則第五十号	鳥取県知事 石 破 二 朗	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規 則をここに公布する。	昭和三十九年九月十六日
	技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正す る規則			
	技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月 鳥取県規則第四十六号）の一部を次のように改正す る			
	第三条の二の見出しを「（初任給、昇格及び昇給の基 準）」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項の次 に次の三項を加える。			

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年九月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年九月十六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

卷之三

技能労務職員の給与に関する規則（昭和三十二年十月 一〇〇号）

鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出しを （初任給、昇格及び昇給の基

準)」に改め、同条中第三項を第六項とし、第二項の次

に次の三項を加える。

職員のうち運転手、守衛、交換手、印刷技手、技

卷之三

三

げる班を置き、班にそれぞれ下欄に掲げる係を置く。

(第3種郵便物
認可)

4

4 前項の規定により職員を昇格させた場合におけるその者の号給又は給料月額は、次の各号に定める号給又は給料月額とする。

一 昇格直前の給料月額が、別表第一の三等給の二十

五号給から二十九号給までの号給の額であるときは、当該給料月額と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該給料月額の直近上位の額の号給。以下本項において「対応号給」という。）

二 昇格直前の給料月額が、別表第一の三等級二十九号給をこえる給料月額であるときは、対応号給

5 第三項の規定に基づく昇格については、前項の規定によるほか、職務の等級の分類の基準に関する規則（昭和三十六年三月鳥取県人事委員会規則第八号）第二条第一項第五号イに掲げる職にある者の例による。

第五条第一項に次の三号を加える。

五 エックス線業務

六 結核病棟業務及び伝染病棟業務

せることができる。

3 第一項第七号に掲げる業務に従事する職員の特殊勤務手当は、運転手又は自動車整備士が伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の規定に基づき伝染病患者又は病毒感染の疑いがある者を自動車で移送する業務に従事したときに支給する。

4 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき六十円とし、その支給方法は、給与条例の適用を受ける者の例による。

別表第二を次のように改める。

別表第二	
職務の等級	職務の等級分類基準
一等級	車庫長、車庫主任及び守衛長の職の占める イ 副守衛長、交換室長、印刷技手長及び 用務主任の職の占める職務
二等級	ハ 技術史員の身分を保有する運転手の職 の占める職務 口 自動車整備士の職の占める職務

別表第三	
技能職員	初任給基準表
高校卒	一一、〇〇〇円
中学卒	一一、三〇〇円
労務職員	一〇、九〇〇円

1 職種欄に掲げる職種の区分は、次に定めるところによる。

(1) 技能職員

車庫長、車庫主任、守衛長、副守衛長、交換室長、印刷技手長、用務主任、自動車整備士、運転手、守衛、交換手、印刷技手、技工、業手、道路手、ボイラ技士、調理士

イ 運転手、守衛、交換手、印刷技手、技工、業手、道路手、ボイラ技士、調理士
及び昇降機手の職のうち相当長期の経験を必要とする職の占める職務

イ 植察母、検査助手及び販売員の職の占める
職務

三等級

ロ 常農夫、炊事夫、看護助手、用務員、寮母、検査

別表第三を次のように改める。

2 自動車整備士、運転手及びボイラ技士のうち高校

00335 (第3種郵便物)
昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (認可)

6

00336 (第3種郵便物)
昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (認可)

7

00338

(第3種郵便物
認可)

00337

(第3種郵便物
認可)

卒よりも下位の区分に属する学歴免許の資格を有する者に適用される学歴免許欄の区分は、その就業に必要な免許等の資格を取得したときを高校卒とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年四月一日から適用する。

鳥取県規則第五十一号

鳥取県知事 石破二朗

昭和三十九年九月十六日

布する。

麻薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬取締法施行細則(昭和二十八年九月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(免許申請の手続)

第二条 省令第一条の規定により知事に提出する免許申請書には、省令第一条の規定する添付書類のほか、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を添えなければならない。

一 麻薬卸売業者の免許を申請する者 麻薬貯蔵設備の平面図及び立体図並びに麻薬貯蔵設備の概要を記載した書面

二 麻薬研究者の免許を申請する者 研究経歴書及び

研究のために使用する設備の概要を記載した書面

2 麻薬使用者又は麻薬管理者の免許を申請する者は、

免許申請書を提出する際に、当該申請に係る麻薬の施用又は管理の目的に応じ、それぞれ、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の免許証を提示しなければならない。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第五条中「記載した書面」を「証する書面」に改める。

第六条中「(二通)」を削る。

一項中「法第三十六条第一項」の下に「(法第三十六条第四項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「法第三十六条第三項」の下に「(法第三十六条第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第九条の見出しを「(麻薬中毒者に関する届出)」に改め、同条中「法第五十条」を「法第五十八条の二」に、

「麻薬中毒者報告書」を「麻薬中毒者診断届」に改め

る。

第十条及び第十二条を次のように改める。

(措置入院費用の徴収)

第十条 知事は、法第五十九条の四の規定により、法第五十九条第三号の費用の全部又は一部を措置入院者、その配偶者又は当該措置入院者と生計を一にする民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項に定める扶養義務者から徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する額は、別表に定めるところにより認定した額とする。

(書類の経由)

第十一条 法、省令及びこの規則の定めるところにより知事に提出する申請者、届書その他の書類は、それぞれ業務所の所在地を管轄する保健所長を経由しなければならない。

第十二条から第十五条までを削る。

附則の次に次の別表を加える。

11 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物)

(2) 同一世帯に二人以上の措置入院者（当該措置入院者について第1により認定した額が2,100円以上であるものに限る。）がいる場合には、これらの措置入院者の費用徴収額はこれらの措置入院者及びその世帯の世帯員のうち、これらの措置入院者の配偶者又は扶養義務者であるものの前年分の所得税額を合算した額を基礎として、別表により認定した額をこれらの措置入院者のそれぞれについて第1により認定した額に応じ、これらの措置入院者に比例配分した額とすること。ただし、その額が第1により認定した額をこえるときは、第1により認定した額とすること。

(3) 月の中途で措置入院を開始し又は終了する場合には、その月の費用徴収額は第1又は第2の(2)により認定した額につき次により日割計算した額とすること。この場合において、1円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。

$$\text{費用徴収額} = \text{認定額} \times \frac{\text{措置入院期間の日数}}{\text{その月の実日数}}$$

(4) 災害等による所得の著しい減少又は支出の著しい増加がある場合には、費用徴収額は第1又は第2の(2)若しくは(3)により認定した額の全部又は一部を減じた額とすることができます。

別記様式第一号から別紙様式第九号までを次のよ
うに改める。
別記様式第一号 削除

00339 (第3種郵便物)
昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (認可) 10

別表

措置入院者等の所得税額の合算額	費用徴収額
6,600円 未満	0円
6,600円 以上	11,040円 未満
11,040円 以上	17,880円 未満
17,880円 以上	25,680円 未満
25,680円 以上	33,720円 未満
33,720円 以上	42,000円 未満
42,000円 以上	51,000円 未満
51,000円 以上	62,520円 未満
62,520円 以上	74,520円 未満
74,520円 以上	87,120円 未満
87,120円 以上	全額

備考

1 認定の原則

費用徴収額は、月額によって決定するものとし、その額は当該措置入院者並びにその配偶者及び当該措置入院者と生計を一にする民法第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合には、前々年分の所得税額。以下同じ。）を合算した額を基礎として別表により認定した額とすること。ただし、その認定額が当該措置入院に要した医療費の額をこえるときは、当該費用の額をもつて費用徴収額とすること。

2 認定の特例

次に掲げる場合には、それぞれ当該各項に定めるところによるものとする。

- 当該措置入院者又はその者の属する世帯の世帯員が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている場合には所管の福祉事務所長の証明により費用徴収を行なわないものとすること。

00342

13 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

別記様式第3号

書出屆高所有藥麻

年 月 日

鳥取県知事

殷

届出義務者

住 所

氏名又は名称

麻薬取締法第36条第1項の規定により下記のとおり麻薬所有高を届け出る。

備考

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5とする。

00341

昭和39年9月16日 水曜日 烏取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物) 認可 12

別記様式第2号

麻藥事故屆出書

年 月 日

鳥取県知事

殷

届出義務者

住 所

氏名又は名称

麻薬取締法第35条の規定により下記のとおり麻薬事故が生じたので届け出る。

免許の種類		免番	許号		免許年月日	年	月	日
業務所	所在地							
	名称							
事故発生場所								
事故発生年月日								
警察署届出年月日								
事故麻薬の内容	品名	容器		容量	数量	製造番号		
		容	器					
事故発生状況								

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 B5とする。
2 盗難（紛失）届をした旨の警察署長の証明書を添付すること。

. 00344

15 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

15 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号

麻薬取締法第46条の規定により届け出る。

年	月	日
業務所 所在地	届出義務者 所在地	住 所
名 称	姓 氏	名 称
(免許番号第 号)	(印)	(印)

(免許番号第
号)

鳥取県知事

別記様式第5号

00343

昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物) 認可 14

昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第5種郵便物) 認可 14

別記様式第4号

書出屆渡讓藥麻

年 月 日

殿

届出義務者

住 所

氏名又は名称

麻薬取締法第36条第3項の規定により下記のとおり麻薬を譲り渡したので届け出る。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5とする。

00346

17 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

17 昭

麻薬取締法第48条の規定により下記のとおり届け出る。

鳥取県知事

年麻業管理者届出書

年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本工業規格B4とする。

00345

昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可) 16

(第3種郵便物可)

16

別記様式第6号

年 麻藥小売業者届出書

年 月 日

鳥取県知事

殷

業務所 所在地
届出義務者 名称
住氏 所名

麻薬取締法第47条の規定により下記のとおり届け出る。

(免許番号第 号)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5 とする。

00342

19 昭和39年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物認可)

別記様式第9号

麻藥中毒者診斷

年 月

鳥取県知事

殿

病院又は診療所の所在地及び名称

住 所

氏名

麻薬取締法第58条の2第1項の規定により麻薬中毒者について下記のとおり届け出る。

(ふりがな)		男・女	年 月 日生 (才)
氏 名			
住 所			
診 断 年 月 日			
麻薬中毒症			
状 の 概 要			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5とする。

00347

昭和93年9月16日 水曜日 鳥取県公報(号外) 第63号 (第3種郵便物) 18

別記様式第8号

年 麻藥研究者届出書

年 月 日

鳥取県知事

同人
卷之三

所在地

名 称

住 所

氏名

三

麻薬取締法第49条の規定により下記のとおり届け出る。

(免許番号第 号)

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 B5とする。

この規則は、公布の日から施行する。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公
布する。

昭和三十九年九月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第
十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の二の3中「一三〇、〇〇〇円」を「一
五〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二の六の4中「二四、〇〇〇円」を「二八、〇
〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十九年六月
十六日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

印 刷 所 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 一 丁 目
〔定 價〕 鳥 取 県 鳥 取 市 栗 谷 町
一部 月 極 二 五〇 円 (配 送 料 共) 所 県